

# 和歌山県移住希望者滞在費補助金交付要綱取扱要領

## 第1 趣旨

この要領は、和歌山県移住希望者滞在費補助金の交付については、和歌山県補助金等交付規則（昭和62年和歌山県規則第28号。）及び和歌山県移住希望者滞在費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領の定めるところによる。

## 第2 宿泊施設等

要綱第3条に規定する「宿泊施設等」とは、次の各号に定める施設をいう。

- (1) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条に定める許可を受けた者が経営する施設
- (2) 移住推進市町村（地域）又は受入協議会が運営する移住希望者向けの短期滞在施設

## 第3 本人確認書類

要綱第6条に規定する「本人確認書類」とは、次の各号に定める書類をいう。

なお、氏名、住所及び生年月日の記載があり、申請書と内容が一致している必要がある。

- (1) 住民票の写し
- (2) 運転免許証
- (3) 写真付き住民基本台帳カード
- (4) 官公庁が発行した身分証明書で写真付きのもの
- (5) 健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証
- (6) 共済組合員証
- (7) 年金手帳
- (8) その他本人とその住所を確認することができる公的な書類

## 第4 活動認定書

要綱第10条に規定する「活動認定書」については、活動を認定された全ての団体における活動認定書を提出するものとする。

なお、提出する活動認定書については、補助限度額に対応する日数に限る。

## 第5 適正執行

振興局長は、補助金の交付に当たり、適正な執行管理を行うものとする。

## 第6 補助金の配分

振興局への補助金の配分は、当該振興局の実情を勘案の上、決定するものとする。

## 第7 交付申請書

- (1) 交付申請書の受付は、当該年度期間中に1世帯につき1回のみとする。
- (2) 交付申請書の受付は、随時行うものとし、提出期限は事業実施年度の3月31日とする。
- (3) 補助金交付申請額の総額が、当該年度の予算額を超えた時点で、交付申請書の受付は終了する。
- (4) 交付申請書の受付は、補助対象活動を行う移住推進市町村が行うこととし、当該市町村を管轄する振興局地域振興部企画産業課に進達するものとする。  
なお、補助対象活動を行う移住推進市町村が二以上ある場合は、初日の初回に活動を行う移住推進市町村で受付することとする。